

議案第10号

杉並区指定文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和6年2月6日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 白石高士

(提案理由)

杉並区文化財保護条例第31条の規定による文化財保護審議会の答申を得たので、同条例第14条の規定に基づき、杉並区指定文化財とする必要がある。

杉並区指定文化財の指定について

1 指定文化財とする文化財

【指定有形文化財（歴史資料）】

- (1) 名 称 : 渡邊錠太郎関係資料
点 数 : 141点
所有者 : 杉並区教育委員会
管理者 : 杉並区教育委員会
所在地 : 大宮一丁目20番8号 杉並区立郷土博物館

「渡邊錠太郎及び同邸関係資料並びに柳井平八関係資料」344点から、柳井平八関係資料283点を除き、渡邊錠太郎関係資料80点を追加して指定し、名称を上記のとおりとする。

- (2) 名 称 : 柳井平八関係資料
点 数 : 1309点
所有者 : 杉並区教育委員会
管理者 : 杉並区教育委員会
所在地 : 大宮一丁目20番8号 杉並区立郷土博物館

「渡邊錠太郎及び同邸関係資料並びに柳井平八関係資料」344点から除いた柳井平八関係資料283点に、新たな関係資料1026点を追加して新規指定する。

渡邊錠太郎関係資料

- 1 種 別 杉並区指定有形文化財（歴史資料）
- 2 所 在 杉並区大宮一丁目 20 番 8 号 杉並区立郷土博物館
- 3 所 有 者 杉並区教育委員会
- 4 管 理 者 同 上
- 5 点 数 平成 21 年度指定資料 61 点
令和 5 年度指定資料 80 点
計 141 点
- 6 説 明 本資料は、二・二六事件で標的となった陸軍教育総監・渡邊錠太郎（1874～1936）に関する資料群で、渡邊の養子縁組や家督相続などの渡邊の出自を示す家政資料、渡邊直筆掛軸、渡邊着用の軍帽や手袋、尾張徳川家より送られたと伝わる羽織などの遺品類、二・二六事件発生直後に渡邊の妻すずが愛知在住の甥に宛てた電報、写真アルバム、二・二六事件の現場となった上荻窪渡邊邸の建具、調度類など多岐にわたる資料が含まれている。また、渡邊が二度にわたり副官を務めた山県有朋に関する資料も含まれている。
なお、当該資料の一部は、平成 21 年度に「渡邊錠太郎及び同邸関係資料並びに柳井平八関係資料」として杉並区有形文化財に指定された資料であるが、新たな渡邊関係資料の寄贈に伴い、前記指定資料より柳井平八の関係資料を分離・独立させ、新たに寄贈された渡邊関係資料を追加指定し、指定名を「渡邊錠太郎関係資料」に改める。
- 7 現 状 及 び 保 存 ・ 活 用 本資料は、所有者からの寄贈を受け、杉並区教育委員会で保管・管理している。現在は杉並区立郷土博物館に収蔵されており、全体的な保存状態は良好である。
一部資料は、平成 20 年度に杉並区立郷土博物館本館で開催した「二・二六事件の現場-渡邊錠太郎邸と柳井平八-」で展示され、令和 4 年度に同館で開催した「杉並激動の昭和戦前史展」でも展示された。今後も杉並区立郷土博物館やその他の

展示施設における展示等による本資料の公開や、デジタル化も含めた資料の更なる活用に努める。

8 指定理由

本資料の渡邊の養子縁組届や家督相続証券は、渡邊の出自を示す資料であり、「論語」や「中庸」などの漢詩を出典とした渡邊筆の掛軸や落款からは学究肌であったと伝わる渡邊の教養が窺える。また、軍内部と山県有朋との関係を示す「山縣元帥零墨」とともに、二・二六事件の舞台のひとつである「教育総監渡邊錠太郎私邸」が杉並にあったことを証する資料が含まれるのも特徴で、昭和の重大事件と杉並との関係を証明する資料としても貴重な資料である。

9 指定基準

杉並区文化財指定・登録基準第一「指定文化財」の一「有形文化財」の(六)「歴史資料」のうち、イ「歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの」、ウ「歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で区の歴史上重要なもの」に該当する。



渡邊錠太郎肖像写真
(昭和 11 年 2 月 20 日)



渡邊すず差出電報
(昭和 11 年 2 月 26 日)

柳井平八関係資料

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 種 別 | 杉並区指定有形文化財（歴史資料） |
| 2 | 所 在 | 杉並区大宮一丁目 20 番 8 号 杉並区立郷土博物館 |
| 3 | 所 有 者 | 杉並区教育委員会 |
| 4 | 管 理 者 | 同 上 |
| 5 | 点 数 | 平成 21 年度・22 年度指定資料 283 点
令和 5 年度指定資料 1026 点
計 1309 点 |
| 6 | 説 明 | <p>本資料は、陸軍技師・柳井平八（1888～1945）に関する資料群で、東京高等工業学校（現・東京工業大学）建築科入学前から、陸軍省技師として活動した期間、さらには柳井の死後に及ぶ資料で構成され、時期的には昭和期のものが主である。工業学校時代の授業に伴うデザイン画やノートをはじめ、陸軍技師時代の欧米出張中関係資料、柳井が建築技師として関わった建築工事（陸軍大将宇垣一成邸など）の関係資料のほか、書簡類や図面類、写真、旅行革鞆（トランク）・勲章等の遺品類、柳井の葬儀関係資料などがある。</p> <p>なお、当該資料の一部は、平成 21 年度に「渡邊錠太郎及び同邸関係資料並びに柳井平八関係資料」として杉並区有形文化財の指定を受け、翌 22 年度に追加指定された資料であるが、新たな渡邊関係資料の寄贈に加え、令和 5（2023）年に柳井家からも新たな資料の追加寄贈があったことで資料群の性質に変化が生じた。このため、前記指定資料より柳井平八の関係資料を分離・独立させ、令和 5 年度に寄贈された柳井平八の関係資料を含め、新たに杉並区有形文化財に指定する。</p> |

7 現状及び 保存・活用

本資料は、所有者からの寄贈を受け、杉並区教育委員会で保管・管理している。現在は杉並区立郷土博物館に収蔵されており、全体的な保存状態は良好である。

一部資料は、杉並区立郷土博物館本館で平成 20 年度に開催した「二・二六事件の現場-渡邊錠太郎邸と柳井平八-」で展示された。今後も、杉並区立郷土博物館やその他の展示施設における展示等により本資料を公開して、資料のデジタル化も視野に入れた更なる活用に努める。

8 指定理由

柳井平八の学生時代から死後に及ぶ資料であることから、柳井の生涯や周辺、陸軍省建築技師としての活動内容を理解する上で、欠くことのできない資料である。同時に、杉並区内に居住した人物および陸軍省技師の一事例を示す資料としても貴重である。

9 指定基準

杉並区文化財指定・登録基準第一「指定文化財」の一「有形文化財」の(六)「歴史資料」のうち、イ「歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの」に該当する。



柳井平八



陸軍大将宇垣一成邸（国立）